

国の中小企業対策に関する重点要望

2015年7月9日
東京商工会議所

わが国経済は、回復のペースにばらつきはみられるものの、消費税引き上げの影響も一服し、緩やかな回復基調にある。円安や原油安の追い風も受けて、上場企業では2015年3月期決算において、2年連続の最高益更新が見込まれるなど、大企業を中心に構造改革を進め、稼ぐ力を取り戻している。

かかる状況の中、わが国経済がデフレからの脱却を確実なものとし、景気の好循環による持続的な成長を遂げるためには、生産性向上や労働力人口の確保など、潜在成長力の向上に資する成長戦略を推進することが不可欠である。一方、製造拠点のグローバル化や人口減少、超高齢化などの社会構造の変化に伴い、地域における産業構造も大きく変化している。地域経済を担う中小企業がこのような変化に対応し、自ら変革するための後押しを行うとともに、時代や地域のニーズに対応したビジネスを生み出す起業・創業、および技術やノウハウ、雇用を守る事業承継による新陳代謝を促進するため、経営環境を整備することも重要である。

また、地方創生がわが国にとって、重要な課題となっているが、日本の成長エンジンである首都・東京が国際都市として発展することは、地方創生の観点からも重要な要素である。2020年のオリンピック・パラリンピックを契機とした、国際競争力強化に向け、ソフト・ハード面での環境整備をさらに進めるべきである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

I. 潜在成長率の上昇に向けた成長戦略の推進

1. 中小企業の生産性向上、高付加価値化の後押し

中小企業が国内外での競争を勝ち抜き、成長を遂げるためには、利益率を高めるための生産性向上、高付加価値化に取り組む必要がある。これらの実現のために、新分野進出や新製品・サービス開発の後押しや、企業間や産学官の連携、ICT化、販路開拓の支援を行う必要がある。

(1) 新分野進出や新製品・サービス開発の後押し

中小企業が価格競争から脱却するためには、新分野への進出や新製品・サービスの開発を促進する必要がある。「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）」は、対象業種も広く、使い勝手がよいことから、会員企業からも非常に評価が高い。ついては、同事業に対する継続的な予算措置と2013年度補正予算並みの事業予算を確保すると

もに、イノベーションの妨げとなる規制や制度の改革を加速されたい。新分野進出に向けては、ロードマップを策定するなど、開発テーマの積極的な発信に加え、「戦略産業支援のための基盤整備事業」など、本年度より開始されるスキームを普及、促進することにより、中小企業の参入を促進することも必要である。また、ものづくりやサービス分野等のロボット未活用領域でのロボット導入は新たな製品やサービス開発のみならず、人材不足の解決や生産性向上にも資することから、導入に向けた実現可能性調査や実証に対する支援を拡充されたい。

あわせて、中小企業の研究開発から事業化までを一貫して支援する「中小企業技術革新制度（S B I R）」においては、各省庁におけるS B I R特定補助金への指定増加や、多段階選抜方式の積極的な活用により、中小企業の参入機会をさらに広げるべきである。

【要望内容】 <経済産業省他、各府省庁>

- 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）への継続的な予算措置、および予算の拡充
- 成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革断行
- 成長分野における開発テーマの積極的な発信、および中小企業の参入促進に向けたスキームの普及促進
- ロボット導入に対する支援の拡充（実現可能性調査や導入実証に対する支援拡充）
- 中小企業技術革新制度（S B I R）の拡充、および制度における多段階選抜方式の活用

（2）企業間・産学官連携の推進

中小企業が、新たなサービス・製品を生み出し、市場に投入していくためには、優れた技術や研究結果を保有する大学や研究機関との連携が有効である。昨年改訂された「日本再興戦略」においても大学が地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える研究成果の還元に取り組むことが記載されている。ついては、産学官連携推進の起爆剤とすべく、大学や研究機関が保有する特許の中小企業への無償提供を検討されたい。あわせて、大企業などが保有する開放特許を活用しようとする中小企業への支援や、知的財産に関する契約提携の法律・知識にあかるくない中小企業へのサポートを強化すべきである。また、新製品開発・販売など知的財産の戦略的活用に向けたコンサルティングへの支援も必要である。

さらに、大学や研究機関の技術や研究などの特許技術や市場動向に精通するコーディネーターの増員や資質の向上、研究シーズと企業ニーズの情報基盤の整備により、マッチングの向上を図るとともに、研究開発から事業化・実用化までの資金繰りやマーケティング支援を充実されたい。

【要望内容】 <経済産業省、文部科学省、特許庁>

- 大学や研究機関が保有する特許の中小企業への無償提供、大企業等が保有する開放特許の活用支援や契約提携時のサポート支援
- 新製品開発など知的財産の戦略的活用に向けたコンサルティングへの支援
- 中小企業支援機関、大学、公設試験研究機関における、企業間・産学官連携コーディネーターの増員・資質の向上
- 大学等研究シーズと企業ニーズのマッチング（情報基盤の整備）
- 資金繰りやマーケティング支援など事業化・実用化に向けた支援の拡充

(3) 中小企業のICT化の促進

インターネットなどをはじめとする情報通信技術は、売上拡大や業務効率化につながるツールとして有効である。中小企業においては、経営資源も限られているため、ホームページの開設や、インターネットバンキングの資金決済など、限られた用途でしか用いられていないケースが多い。しかしながら、初期投資が軽減されるクラウド・コンピューティングの誕生により、そのような制約を克服することが可能になっていることから、テレワークやクラウドソーシングなど、生産性向上に資するICT化を推進する企業も現れている。ただ、中小企業においては、知識・ノウハウが不足していることから、中小企業にも活用可能な先進事例を積極的に発信するとともに、専門家による個別訪問指導を充実させるべきである。

また、新たなICTソフトやシステム導入・更新の場合には、多額の負担が必要な場合もあることから、これらに対する軽減措置を講じられたい。

【要望内容】 <経済産業省、総務省>

- 生産性向上に資するICT化の推進（テレワークやクラウドソーシング、スマートフォンの活用等）
- IT専門家による個別訪問指導制度の充実・強化
- 先進的な取り組み事例の積極的な発信（表彰制度の活用等）
- 新たなICTソフト・システムの導入・更新に対する負担の軽減

(4) 中小企業の販路開拓支援

中小企業が販路開拓に取り組むにあたっては、知名度も低く、経営資源も不足していることから、販路開拓のルートは限られている。中小企業白書（2015年度版）において、中小企業が販路開拓に向け期待する支援として、「取引先候補の紹介」が4割弱、「補助金・助成金等」が3割と回答している。ついては、経営計画の策定、および販路開拓に資する経費を補助する「小規模事業者持続化補助金事業」は事業者からの評価も高いことから、継続的な実施、予算の拡充を求めるとともに、採択については地域差が生じないように、公平性の確保を求める。また、テストマーケティング等を支援する「販路開拓コーディネート事業」や、優れた技術や製品を持つ中小企業と大手メーカーをつなぐ「J-GoodTech」（ジェグテック）については、マッチングの成功率が高まるよう、利用者からの声を反映して機動的に改善を行い、引き続き運営を推進することを求める。

【要望内容】 <経済産業省>

- 小規模事業者持続化補助金の継続、および予算の拡充、採択率の公平性確保
- 販路開拓コーディネート事業など専門家によるハンズオン支援の拡充
- 中小企業と大手メーカーをつなぐ「J-GoodTech」（ジェグテック）の推進

2. 労働力人口の確保・人材の高度化に向けた取り組み

わが国経済が緩やかな回復基調にある中で、中小企業も売上の増加に向けて、人材の確保に努めているが、大企業の採用拡大や就職希望者の大企業志向などもあり、採用活動は厳しいものとなっている。このため、中小企業と人材のマッチング向上に向けた施策を推進するとともに、生産性向上や技術の承継のため、産業人材の育成・高度化に取り組む必要がある。

(1) 中小企業の人材の確保に向けた対策、産業人材の育成

当商工会議所の調査によると、売上拡大に取り組む上での課題について、人材の不足と回答した中小企業が約7割に上っているものの、就職希望者の大企業志向は根強いものがある。ついては、インターンシップを行う企業を支援するなど、中小企業の魅力を伝える取り組みを推進すべきである。また、人材の定着率向上やミスマッチを解消するためには、トライアル雇用などを推進するとともに、高校や大学初年次からの体系的なキャリア教育を実施することが有効である。

また、従業員の高齢化により、ものづくりの現場で培った技術やノウハウの継承が難しくなり、消失の危機にある。政府は「ものづくりマイスター制度」の最大限の活用や、職業高校や高等専門学校、専修学校の拡充や日本版デュアルシステムの推進などにより、産業人材の育成や企業とのマッチング、および技術の承継に努めるべきである。

あわせて、人材不足の解消には、高い能力を持ちながらも、育児などにより就労を断念している女性の活躍推進が欠かせない。「待機児童解消加速化プラン」での目標である2017年度での待機児童解消を目指し、各事業を着実に実施するとともに、社会保険や税制の見直しも検討する必要がある。職務や労働時間、勤務地等を限定した雇用形態の普及・拡大も女性を含め、多様な働き手の活躍を後押しすることから、その環境の整備に努められたい。

【要望内容】 <経済産業省、厚生労働省、文部科学省>

- 中小企業の魅力を伝える事業の強化（インターンシップ受入企業への支援等）
- 高校・大学等の初年次からの体系的・系統的なキャリア教育の実施
- 人材の定着率向上やミスマッチを防ぐ事業の推進（トライアル雇用の拡充等）
- ものづくりの技術承継に向けた取り組みの推進（ものづくりマイスター制度の普及促進等）
- 高度な技能を持つ産業人材の育成と企業のマッチング強化（職業高校や高等専門学校等の拡充、日本版デュアルシステムの推進等）
- 女性の活躍推進のため、待機児童解消に向けた取組みの着実な実施、および社会保険・税制の仕組みの見直し
- 職務・労働時間・勤務地等を限定した雇用形態による、多様な働き手が活躍できる環境の普及・拡大

(2) 中途採用市場の整備拡大

中小企業においては、即戦力を獲得するため、OB人材など専門知識や技能を有する経験者へのニーズは高い。昨年9月からはハローワークの求人情報がオンラインにて、地方自治体や民間職業紹介事業者にも提供されており、今後のマッチング率の向上が期待される。ついては、ハローワークの求職情報の民間事業者への提供の早期開始や、経営管理層や技術・専門職に特化した「人材銀行」の推進により、さらなるマッチング機能の強化に努められたい。

【要望内容】 <厚生労働省>

- OB人材等、専門知識・技能を有する人材と中小企業のマッチング機能の強化

(3) 中小企業の実態を踏まえた労働法制の早期成立

多様な働き手の労働参加を促し、長時間労働を抑制していくことは、仕事の質や成果を高め、

生産性向上や競争力の強化にも資するものである。本通常国会にて審議中である労働基準法の一部改正案は、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の拡充による雇用形態の多様化・働き方の見直しにつながることから、早期の法案成立を求める。

また、現在、中小企業への適用が猶予されている月60時間超の時間外労働に対する割増賃金については、長時間労働の抑制は必要であるものの、業種や職種、企業規模によっても現状や背景が異なる。ついては、各企業や団体が十分な準備期間を確保できるよう、3年間とされている適用猶予期間延長を確実に実現されたい。

【要望内容】 <厚生労働省>

- 創造性・生産性を高める働き方や、多様なニーズに対応可能な労働時間制度の柔軟化（裁量労働制やフレックスタイム制の拡充等）
- 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予期間延長の実現

3. グローバル需要を取り込むための中小企業の国際展開の促進

中小企業が今後も持続的な成長を続けるためには、新興国をはじめとしたグローバル需要を取り込む必要がある。日本再興戦略においても、5年間（2017年まで）で新たに1万社の海外展開を目指しているが、そのためには、相談・支援体制の強化に加え、海外販路の開拓や知的財産に対する支援が必要である。

(1) 中小企業に対する国際展開の相談・支援体制の強化

中小企業においても、国際展開への関心は高まっているが、専任者を置く余裕がないため、行政や公的支援機関毎に提供される情報を比較し、煩雑な申請手続きや審査に対応することが難しい。ついては、行政や公的支援機関が実施する助成・委託事業に関して、申請や手続きを一元的にワンストップで可能とする体制を構築すべきである。また、海外での事業展開を見極めるためには事業化可能性調査（F/S）が有効であるが、支援事業については、使い勝手が悪い点も多いことから、調査開始までの期間短縮や単年度主義の見直しなど運用の改善に努められたい。

【要望内容】 <外務省、経済産業省>

- 各省庁・支援機関で利用できる支援・助成金等の申請、事前審査までをワンストップで提供できる体制の整備
- 事業化可能性調査（F/S）支援事業の拡充、運用の改善（調査開始までの期間短縮等）

(2) 海外販路の開拓支援

中小企業が海外の新たな販路を開拓するためには、見本市や展示会に出展し、潜在的な顧客にアプローチすることが有効である。現在、日本貿易振興機構（JETRO）において、出展支援事業を行っているが、出展機会の確保とともに、助成金額の拡充に努められたい。また、新興国等の旺盛な需要を取り込むためには、日本の中小企業の持つ技術・製品の優位性や、コンテンツを積極的に発信すべきである。

【要望内容】 <外務省、経済産業省、国土交通省>

- 海外見本市・展示会への出展機会の確保、出展費用の助成拡充
- 戦略的な対外発信による日本の中小企業・日本製品の認知度向上
- コンテンツの海外発信・放送の強化

(3) 海外等における知的財産等の取得・保護に対する支援の強化

中小企業が安心して海外に打って出るためには、模倣品・海賊版等の知的財産侵害の未然防止に向けた取り組みなどの環境整備が不可欠である。しかしながら、中小企業にとっては国際出願等による権利取得費用は大きな負担であることから、現行の減免制度の対象企業を拡充するなど、支援の充実を図られたい。さらに、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の加盟促進を進めるとともに、権利侵害については政府機関が積極的に関与することで、知的財産の保護の強化に努められたい。

また、わが国の技術や製品の輸出のためには戦略的な国際標準化の取り組みなどによって、国際競争力を強化することが必要である。中小企業に対する標準化や海外規格に関する情報提供の強化、各国の標準規格の取得費用に対する補助制度の創設など、支援を強化されたい。

あわせて、海外のみならず国内での知的財産の流出や模倣など、権利侵害への対応についても、支援を強化されたい。

【要望内容】 <特許庁、外務省>

- 国際出願及び国内出願における特許料等の減免制度について、従業員 300 人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件を緩和、ならびに実用新案、意匠、商標への対象拡大
- 海外における侵害対策ならびに規制対応の強化（偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の加盟促進、権利侵害に対する積極的な関与等）
- 国際標準・規格・認証による国際競争力の強化、および中小企業に対する支援の促進（標準化・海外規格に関する情報提供の強化、各国の標準規格の取得費用などに対する補助制度の創設等）
- 中小企業の各種申請手続きの簡素化（出願、審査請求、減免制度の一括申請を可能とする措置）
- 中小企業の侵害対策への支援（専門家に関する情報提供や訴訟経費の負担軽減、および不正競争防止法等の周知・徹底）

4. 中小企業の成長を後押しし、投資を促進する税制改革

わが国経済が持続的な成長を続けるためには、潜在成長率の引上げに向けた政策が必要であり、特に設備投資や、生産性の向上には税制による後押しが不可欠である。法人税が税制改正により、引下げとなったことは大いに歓迎すべきことであるが、代替財源としての中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止や、減価償却制度の定額法への統一については、前向きな投資を抑制することから、反対する。また、平成 27 年度与党税制改正大綱において、対象企業の適用拡大について引き続き慎重に検討するとされた外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環を阻害するものであるため、中小企業への適用拡大には断固反

対する。欠損金繰越控除の利用制限、留保金課税の中小企業への適用拡大についても中小企業に大きな負担を課すことから反対である。

消費税の複数税率は、社会保障財源が大きく失われ、結果的に社会保障の持続可能性を損なうとともに、対象品目の線引きで事業者・国民双方に混乱を招き、新たな区分経理やインボイスの導入により事業者の事務負担も大きく増加することから、導入すべきではない。

【要望内容】 <財務省、経済産業省、総務省>

- 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
- 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない
- 減価償却制度定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止に反対
- 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止
- 留保金課税の中小企業への拡大には反対
- 法人実効税率の引き下げ（海外主要国並み 20%台までの引き下げ）
- 中小法人の軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の拡大
- 中小法人課税の見直しにあたって、中小企業政策の支援対象との整合性を図ること
- 消費税の複数税率は導入すべきではない
- インボイスの導入には断固反対

5. 社会保障制度改革の断行

歳出削減への取り組みは、成長戦略の着実な実行による経済成長と並ぶ財政再建における車の両輪である。特に、企業や現役世代に過度に依存した社会保障制度は、消費税率 10%の範囲内で最大限持続可能な制度になるよう、先送りされている給付の「重点化・効率化」の徹底が不可欠である。具体的には、公的年金制度については、2歳程度の支給開始年齢の引き上げや高所得者の基礎年金（国庫負担分）の減額、デフレ下でのマクロ経済スライドの発動、医療保険制度については、受診時定額負担の導入や後発医薬品の使用促進により、社会保障制度の持続性を高める改革を断行すべきである。また、高齢者の応能負担割合をなだらかに高めるなど、現役世代に過度に依存した負担構造をあらため、財源については、若年世代の結婚・出産・子育て等の環境整備など少子化対策に重点的に配分すべきである。さらに、保険料収入の約5割を占める被用者保険から高齢者医療への拠出金負担を軽減するとともに、多くの中小企業が加入する協会けんぽへの国庫補助割合は速やかに20%まで引き上げるべきである。

あわせて、医療費抑制には「国民の健康寿命の延伸」が重要であり、その観点から現在、政府はデータヘルス計画と健康経営を推進しているが、この2つの施策の鍵を握るのが雇用の7割を占める中小企業の従業員の健康づくりである。データヘルス計画を円滑に進めるためには、保険者と企業のコラボヘルスが不可欠となるが、中小企業の多くが加入する協会けんぽや総合組合は対象となる企業数が多く、保健事業の効率的・効果的な実施が困難なケースも見受けられることから、協会けんぽ、総合組合の好事例が多く生み出されるよう、先進的な保健事業創出に関する予算の拡充をお願いしたい。また、中小企業はヒト・モノ・カネ・情報が不足しており、健康経営の推進には様々な障害がある。については、専門家の派遣等による中小企業の健康経営の実践と生産性向上に資する支援スキームの構築、更には健康経営を実践する際の

インセンティブとして政府系金融機関による制度融資の金利優遇、助成金等を検討されたい。

来年1月から開始されるマイナンバー制度への対応については、主要商工会議所のアンケートで「すでに取り組んでいる」と回答した企業がわずか5%にとどまり、「制度自体が不明」「何をすべきかわからない」と回答した企業が44%を占めることから、中小企業を中心とした事業者への周知徹底に加え、地方自治体や税務署、社会保険事務所など各行政機関等を通じた十分な相談体制を確保すること、さらに、適正な個人情報管理のためのセキュリティ対策などに新たなIT投資が必要な場合には、費用補助など経済的支援を導入すべきである。

【要望内容】<厚生労働省、財務省、経済産業省、内閣府>

- 社会保障と税の一体改革における重点化・効率化を軸とした各制度の改革推進
- 公的年金制度、医療保険制度の持続性を高める改革の推進（2歳程度の年金支給年齢引き上げ、高所得者の基礎年金（国庫負担分）の減額、デフレ下でのマクロ経済スライドの発動、受診時定額負担の導入、後発医薬品の使用促進）
- 被用者保険から高齢者医療への拠出金負担の軽減
- 協会けんぽへの国庫補助割合の引き上げ（法律本則の上限20%へ）
- 中小企業の健康投資・健康経営とデータヘルス計画の推進
- マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底と十分な相談体制の確保、セキュリティ対策等IT投資への経済的支援

6. 実現性のあるバランスの取れたエネルギーミックス策定

エネルギー政策は国の命運を握る極めて重要な基幹政策であり、エネルギー需給構造の将来像（エネルギーミックス）の策定にあたっては、安価で安定的なエネルギー供給が経済成長の前提条件となる。しかしながら、東日本大震災後、産業用電力は約3割も上昇し、中小企業の収益改善の足かせとなっている。日本商工会議所が昨年末に行った調査によると、更なる電力コスト上昇は1円/kWhまでが限界であるとの回答が全体の3分の2を超え、中小企業による負担は限界に近づいていることを示した。このまま高止まりや更なる上昇が続けば、賃上げや雇用創出、新規の設備投資など景気の好循環に甚大な悪影響を及ぼしかねない。このため、現状の電力コスト上昇の主因である、太陽光に偏重した「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）」を早期抜本的に見直すとともに、安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開を実現する必要がある。また、中小企業は、現状の経営資源を活用しつつ、エネルギーコスト抑制に向けた取り組みを行っているが、省エネルギー対策を更に前進させていくため、設備導入や専門家指導、税制などに対する支援を拡充されたい。

【要望内容】<経済産業省、環境省>

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の早期抜本的見直し（賦課金額、導入量の上限の設定等）
- 安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開（運転延長許可制度の最大活用、安全を担う人材・技術の維持・向上、審査の迅速化等）
- 中小企業の省エネルギー支援策の拡充（省エネ機器の導入費用の補助拡充や税制支援、専門家による省エネ診断・訪問指導等）

II. 地域経済の担い手である中小企業の飛躍の後押しと経営環境の整備

1. 開業率10%達成に向けた創業の促進

創業は新たな財・サービスの提供により、需要を喚起するとともに、雇用創出の効果も高く、また、地域の活性化や課題解決にも大きく貢献する。現在、日本の開業率は4.8%にとどまり、企業数も年々減少していることから、政府が目指す開業率10%の達成には、潜在的起業希望者の増加を図るとともに、事業構想段階、スタートアップ、アーリーステージなど、創業者の各ステージに応じたきめ細やかな支援が必要である。

(1) 創業支援の強化

創業支援については、「創業・第二創業促進補助金」などにより、資金面での支援は整備されつつあるが、行政機関への手続きの多さや所要日数の長さについては、各国と比し改善の余地が大きい。諸外国ではオンラインでの申請や行政窓口の一元化などの対策が取られている中、本年4月に国家戦略特区を活用した「開業ワンストップセンター」が開所したことは、わが国の開業手続きの簡素化・迅速化に資するものとして、大いに歓迎すべきものであるが、行政手続きの相談支援にとどまるものもあるなど、改善点は多い。創業予定者の利便性を考慮し、さらなる簡素化・迅速化、ワンストップ化を推進されたい。

また、創業者がスムーズに成長軌道に乗るためには、実効性の高い事業計画の作成、および経営に必要な知識の習得は欠かすことができないことから、習得に向けた支援体制を強化すべきである。あわせて、商談会・交流会の実施、OB人材とのマッチング支援を図り、創業者のビジネス確立を後押しすべきである。

【要望内容】 <内閣府、経済産業省、法務省、厚生労働省他各府省庁>

- 創業予定者の利便性を考慮した開業手続きの簡素化・迅速化、ワンストップ化の推進
- 実効性の高い事業計画の策定支援、経営に必要な知識（財務・法務・税務など）の提供機会の強化
- 商談会や交流会の実施、OB人材とのマッチング支援

(2) 資金調達・税制支援

創業時の融資制度は充実しつつあるが、創業初期の企業は経営基盤の脆弱性や販売実績の乏しさにより、追加融資が受けづらいため、事業基盤の安定や事業の拡大に困難をきたすケースがあることから、創業企業が新たなステージに飛躍できるよう、成長性・将来性を重視した資金供給が必要である。また、小口で広く資金調達できるクラウドファンディングはマーケティングや販路開拓の側面も併せ持つ有効な手段として注目を浴びている。本年5月には改正された金融商品取引法の施行により、投資型クラウドファンディングの参入要件が緩和され、ますます利用の増加が見込まれることから、今後も投資家や出資者の保護など、環境整備に留意しつつ、資金調達の1つとして育成されたい。さらに、資金繰りの厳しい創業期の事業者にとって、法人税などの納税は負担の大きいものである。ついては、中小企業支援機関の創業支援を受けた創業者に対し、創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免措置を創設し経営基盤強化を図られたい。

【要望内容】 <金融庁、財務省、経済産業省>

- 創業初期の企業に対する事業性・成長性を重視した資金供給態勢の構築
- 多様なニーズに対応できるクラウドファンディングの育成
- 中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対する創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免

(3)アントレプレナーシップの醸成

わが国の開業率が低位であること理由として、諸外国と比べて創業が身近な存在ではなく、潜在的起業希望者が少ないことが挙げられる。ついては、初等教育からの起業家教育の導入、大学・大学院における実践的起業家教育の強化により、アントレプレナーシップを醸成し、将来の選択肢として認識させるべきである。

【要望内容】 <経済産業省、文部科学省>

- 学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成（起業体験や起業教育プログラムなど）

2. 円滑な事業承継に対する支援

中小企業・小規模事業者の倒産件数が減少傾向にある一方、わが国の少子高齢化に伴い中小企業経営者の高齢化も進行する中で、休廃業や解散の件数は高止まりしており、雇用や技術・ノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも円滑な事業承継への対応が喫緊の課題となっている。税制面で、後継者への承継を後押しするだけでなく、後継者の不在等により、止むを得ず事業を売却する場合の支援の強化が必要である。

(1) 事業承継税制の抜本的な見直し

事業承継税制については、平成25年度の税制改正により、納税猶予制度の要件の緩和や手続きの簡素化等が措置され、平成27年度の税制改正においても、1代目が存命中でも2代目から3代目に再贈与する際に、贈与税の納税義務を免除するなど、一層の円滑化が図られたところである。一方で、事業承継にあたって大きな課題となっている取引相場のない株式の評価や、分散している株式の集中化等の問題が残されていることから、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。相続税の納税猶予額について、発行済議決権株式総数の「2/3要件」の100%までの拡充、納税猶予割合の100%への引き上げ、兄弟等複数人での承継を認める措置など、抜本的な見直しにより、次世代への円滑な事業承継を促進するべきである。

また、経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困難にしている。経営者が交代する際、非上場株式を売却することなく後継者に継承し、実態として交代前と変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課せられることは適切でない。

さらに、事業承継税制の活用に向けた更なる改善として、制度の更なる周知・PRを図るほか、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与えるような措置や、贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

【要望内容】 <財務省、経済産業省>

- 事業承継税制の抜本的な見直し（発行済議決権株式の総数等の「2/3 要件」の100%への拡充、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ、兄弟等複数人での承継等）
- 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し
- 分散した株式の集中化を図る税制措置の見直し
- 事業承継税制の活用に向けたさらなる改善（制度の更なる周知・PR、事前確認制度の利用促進に向けた措置、贈与税の納税猶予の認定取消時に相続税精算課税制度の選択）

(2) 事業引き継ぎ支援の強化

事業引き継ぎにおいては、事業引き継ぎ支援センターの相談窓口が全都道府県に設置され、支援センターも30ヵ所に増加するとともに、本部である中小企業基盤整備機構と各センターの売り手・買い手に関するデータベースが共有化されるなど、支援体制は整いつつある。ついては、地域企業の豊富な情報を有する地域金融機関に事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導を行い、事業引き継ぎのさらなる推進に取り組みたい。さらに、支援センター数が増加する一方で予算額が横ばいであることから、各地支援センターを支援すべく、予算額の拡充に努められたい。

また、企業の新陳代謝を活発化させるには、新規の創業のみならず、事業承継を機に事業転換や新事業進出を行う「第二創業」も重要である。2014年度補正予算の創業・第二創業促進補助金では、既存事業の廃止に関するコストも対象となったが、今後も当補助金の継続・拡充により、新たな一歩を踏み出そうとする事業承継者の支援に取り組みたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 金融機関の小規模M&Aへの取り組み推進と事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導
- 事業引き継ぎ支援センターの予算拡充
- 第二創業に対する支援の充実（「創業・第二創業促進補助金」の継続・拡充）

3. 中小企業金融の推進

わが国経済が回復基調を辿る中で、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、当商工会議所が1月に行ったアンケートでは、必要な支援策として「資金繰り支援」が5割を超えるなど、万が一の時に備えた融資制度を求める声は引き続き多い。また、創業期や新分野進出など、リスク評価が困難な場合に対する資金供給は民間金融機関だけでは担うことが難しい。ついては、リスクマネーやセーフティネットの担い手である政府系金融機関や信用保証制度の機能は今後も維持すべきである。また、財務内容のみならず、知的財産の適正な評価を含め、事業性に基づいた融資判断が行われるよう、金融機関の目利き力向上に向けた対策を講じられたい。

「経営者保証に関するガイドライン」については、は法人と個人の分離によって、早期事業再生や円滑な事業承継などに資するものであることから、経営者に対する周知や金融機関への指導を徹底されたい。

また、ゆうちょ銀行の預金限度額の見直しについては、地域の住民の利便性向上につながるものの、他方、民間金融機関とりわけ地域金融機関の預金や顧客基盤の流出による地域の金融

システムへの甚大な影響が懸念され、中小企業・小規模事業者への金融仲介機能および地方創生に悪影響を及ぼしかねない。ついては、ゆうちょ銀行の預金限度額の見直しの検討にあたっては、現下のわが国経済の喫緊の課題である中小企業・小規模事業者の活力強化と地方創生の取り組みが大きく損なわれることがないよう、関係者間で十分な議論を重ね、慎重に対応する必要がある。

【要望内容】 <金融庁、経済産業省、財務省、総務省>

- リスクマネーの供給やセーフティネットの担い手である政府系金融機関や信用保証制度の機能維持（日本政策金融公庫への出資金充実等）
- 中小企業の事業性に基ついた融資判断のため、金融機関の目利き力向上に向けた対策
- 「経営者保証に関するガイドライン」の経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底
- 経営改善計画策定支援事業の推進（事業の積極的な発信、専門家の質の向上）
- ゆうちょ銀行の預金限度額見直しにおける慎重な対応

4. 中小企業・小規模事業者の経営力向上、および支援体制の強化

日本の企業数の99.7%を占める中小企業・小規模事業者は、雇用や納税などを通じて、国民生活や国の財源を支え、日本経済を担っている。特に小規模事業者については、昨年6月に「小規模企業振興基本法」が施行され、持続的な発展を支援することが明記された。その目的を達成するためには、事業者自身が自社の強み・弱みを知り、経営力を向上させることが重要である。ついては、小規模事業者持続化補助金も含め、さらなる経営計画策定支援を行うとともに、これら小規模事業者の経営力強化を担う商工会議所が円滑に事業を進められるよう、安定的な予算確保に向けた都道府県への指導を要望する。あわせて、マル経融資制度は、取扱期間の延長、および、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化を検討し、介護や情報サービス業などの労働集約的な業種においても、要件の緩和を実施されたい。施策の運用についても、現在申請書類を原則3枚にするなど、事業者の負担軽減に努めているところではあるが、あまねく事業者に情報が行き届くよう、施策のPR強化や単年度での予算措置の見直しなど、ニーズや実態に即した運用が必要である。

【要望内容】 <経済産業省>

- 小規模事業者の経営計画策定支援など、経営力向上に資する政策の推進（小規模事業者持続化補助金の拡充（再掲）等）
- 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した施策の運用（施策PRの強化、各種施策の単年度での予算措置の見直し、助成金等に係る審査期間の短縮）
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- マル経融資制度の取扱期間（平成28年3月31日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（平成28年3月31日）の延長・恒久化、労働集約的な業種（介護、情報サービスなど）について、事業者の規模要件（従業員5人以下）を緩和する措置

5. 原材料価格やエネルギーコスト、および消費税の適正な価格転嫁の実現、下請取引の適正化

円安の進行等の影響による原材料やエネルギーコストの上昇は、価格転嫁の困難な中小企業の利益を圧迫している。当商工会議所の調査によると、約9割の中小企業が上昇した事業コストを商品やサービス価格に十分に転嫁できていないと回答している。このような中、経済の好循環に向けた政労使会議では、昨年12月の「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組」、本年4月の「価格転嫁や支援・協力についての取組策」について、合意がなされたことから、適正な価格転嫁に向け、合意内容を着実に実施するとともに、「転嫁対策パッケージ」を一層推進されたい。

あわせて、中小企業は優越的地位の濫用などによる不当な役務の要求や支払期日の遅延、不当廉売に晒されていることから、下請取引および中小企業取引の適正化に向け、ガイドラインの周知徹底や下請かけこみ寺の相談・監視機能を強化すべきである。

消費税率8%への引き上げに当たっては、前回の消費税引き上げに比べて、比較的円滑に価格転嫁が実現している。公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により、対事業者間取引における転嫁拒否等の行為は一定の抑止効果が効いていると考えられる一方、対消費者取引や規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態があることから、引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

また、商工会議所の調査結果において、4割を超える事業者が「外税取引や外税表示のため、税額を引き上げることが可能であった」と回答するなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。そのため、消費税引き上げ後も、消費者の消費税への認識を高め円滑な価格転嫁を実現するために、転嫁対策特別措置法の期限切れとなる平成30年10月以降においても、外税表示を認め、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

【要望内容】＜公正取引委員会、経済産業省、財務省＞

- 原材料価格やエネルギーコストの上昇に対する適正な価格転嫁の実現（政労使会議合意内容の着実な実施、「転嫁対策パッケージ」の一層の推進）
- 下請取引の適正化に向けた下請取引ガイドラインの周知徹底、下請かけこみ寺事業の相談機能や監視機能の強化
- 消費税引き上げに伴う価格転嫁対策の継続（徹底した広報、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い転嫁対策の継続）
- 価格表示における外税表示の選択可能措置の恒久化

Ⅲ. 日本の成長エンジンである首都・東京の国際競争力強化

1. 東京の国際競争力強化

2020年オリンピック・パラリンピックの決定に続き、「和食」がユネスコ無形文化遺産に選ばれるなど、日本は再び世界から脚光を浴びている。首都・東京が日本の顔、そして牽引役として持続的な成長を続けるためには、海外から「ヒト・モノ・カネ」を集める国際都市として確固たる地位を築く必要がある。そのためには、日本・東京の魅力向上や外国人旅行者の受入環境整備、ビジネス環境の整備による立地競争力の強化、インフラなど都市基盤の整備、防災対策などの山積する課題を、2020年オリンピック・パラリンピックを契機に解決し、国際競争力の強化に邁進すべきである。

(1) 日本・東京の魅力向上、外国人旅行者の受入環境の整備

観光は地域の好循環を生み出す成長産業であり、まちづくりや文化政策と一体的に取り組むことによって、大きな相乗効果が期待できる。2014年の訪日外国人旅行者数が1,314万人に達し、観光立国に向けた機運が一層高まっているこの機会を捉え、日本・東京ブランドの向上につながる観光まちづくりを推進すべきである。また、政府の目指す2020年に向けた訪日外国人旅行者数2,000万人の達成のためには、インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入環境をさらに整備する必要があることから、ICT技術の利活用も含めた多言語対応や観光案内機能の充実・強化、買い物に重点を置いたショッピングツーリズム振興のための免税店拡大やクレジットカード決済への対応支援、ビザ発給要件のさらなる緩和や出入国手続きの迅速化・円滑化などにより、外国人の利便性向上に向けた環境整備を加速すべきである。

あわせて、外国人旅行者の増加に伴い、多様なガイドニーズが生まれている。しかしながら、通訳案内士においては、都市部への偏在および言語における偏在があることから、対象言語の追加や特例ガイドの活用など、ボランティアも含め、観光振興に関わる人材の育成に努められたい。

さらに、国、地方自治体、民間事業者の連携強化やJNTO（日本政府観光局）の拡充などにより、国一丸となった観光振興に取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、国土交通省、法務省、外務省、他関係府省庁＞

- 日本・東京ブランドにつながる観光まちづくりの推進
- 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備
 - ・多言語対応や観光案内機能の充実・強化
 - ・ICT技術の利活用（無料Wi-Fi整備や多言語通訳アプリ技術の活用等）
 - ・ショッピングツーリズム振興の加速（免税店の拡大、中小事業者のクレジットカード決済の対応支援）
 - ・外国人旅行者のビザ発給要件のさらなる緩和や出入国手続きの迅速化・円滑化
- ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたMICEの促進（誘致競争力の強化、ユニークベニュー・公共空間の活用促進）
- 観光振興に関わる人材（通訳案内士、ボランティア人材、観光産業人材）の育成
- 国、地方自治体、民間事業者間の連携強化、および、JNTO（日本政府観光局）の機能強化

(2) 立地競争力の強化

産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成に向け、大胆な規制・制度改革を講じるため一昨年末に国家戦略特区が創設されたが、2002年創設の「構造改革特区」や、2011年創設の「総合特区」においても、わが国の国際競争力強化や地域活性化に資する様々な規制・制度の特例措置が盛り込まれている。従って、国家戦略特区については、同特区に指定された各地域が高い次元で目標を達成できるよう、既に使うことのできる「構造改革特区」の特例措置に加え、「総合特区」の特例措置についても使えるようにすべきである。また、東京圏においては目標である「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」「国際的ビジネス拠点の形成」の実現のため、改正法案が成立した後、追加メニューを含んだ区域計画を速やかに認定し、民間事業者が特定事業を円滑に実施できる体制を整えられたい。

【要望内容】 <内閣府、各省庁>

- 国家戦略特区制度の推進および活用（総合特区に基づく特例措置の国家戦略特区での利用可能措置、追加メニューを含んだ東京圏の区域計画の速やかな認定等）

(3) 都市基盤の整備

陸・海・空の交通ネットワーク強化は、ビジネス環境のみならず、訪日外国人旅行者の受入環境の改善、災害発生時の減災にも資するもので、国際競争力の強化はもとより、東京の基盤強化につながるものである。ついては、道路ネットワークの形成や空港・港湾の機能強化に努めるべきである。特に首都圏三環状道路、特に外環道（関越～東名間）など国際競争力強化を担う道路については、早期整備を推進するとともに、東名以南の早期計画具体化が必要である。また、老朽化しているインフラについては、予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用により、効果的かつ効率的に対策を推進していくことで、長寿命化と安全性向上、コスト低減を図る取り組みを強化することが重要である。

【要望内容】 <国土交通省>

- 首都圏三環状道路の整備推進（関越～東名間の着実な整備、東名以南の早期計画具体化）
- 首都圏空港の更なる機能強化と国際化（都心上空の飛行解禁、管制方式の見直し、新滑走路の建設等）
- 京浜港の国際競争力強化（大水深コンテナターミナルや臨港道路の整備、京浜三港の連携による利用コストの低減・サービス向上等）
- インフラ老朽化対策の推進（予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用）

(4) 防災対策

内閣府中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、今後30年間でM7クラスの地震が発生する確率は70%とされ、人的・物的・経済面などあらゆる面で甚大な被害が想定されている。首都・東京が大災害に見舞われれば、国内のみならず国際的にも重大な影響が懸念されることから、被害を最小限にとどめるため、都市防災力の向上は喫緊の課題である。国においては、東京都をはじめとした首都圏の各自治体と十分に連携し、防災・減災対策に万全を期されたい。特に、多くの人が働く東京では、帰宅困難者対策は欠かすことができない。現在、一時滞在施

設は大幅に不足しており、民間事業者の協力が必要だが、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が怪我等をした場合の賠償請求に対する懸念があることから、施設提供は進んでいないのが現状である。ついては、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を早急に創設すべきである。

【要望内容】 <内閣府、国土交通省他、各府省庁>

- 防災・減災対策に係る国と首都圏の自治体の連携強化
- 帰宅困難者向け一時滞在施設確保に向けた取組の推進（災害時の損害賠償責任が及ばない制度の創設等）

（５）円滑な物流の確保対策

円滑な物流の確保は、産業の活性化や国民生活の利便性向上に資するものとして欠かすことができない。しかしながら、駐車スペースや荷捌き場等が圧倒的に不足している大都市において、行き過ぎた駐車違反の取締りは、商業活動に大きな影響を及ぼすことから、運送車両等に対する柔軟な対応が必要である。ついては、輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設、駐車監視員ガイドラインの見直し、荷捌き車両に配慮した駐車規制緩和対象区間の拡大について、検討されたい。

【要望内容】 <国土交通省、警察庁>

- 輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設
- 駐車監視員ガイドラインの見直し（輸送用車両に対する放置車両と確認する要件の緩和）
- 駐車規制緩和対象区間の拡大

2. 地域の特徴を活かした産業振興、地域活性化の推進

地方創生に取り組むにあたっては、地域が持つ産業、文化、観光、歴史等さまざまな地域資源を掘り起こし、活用することで、まちを活性化させ、しごとを生み出し、ひとを呼びこむことが重要である。ついては、2014年度補正予算より開始された「ふるさと名物応援事業」をはじめとした、地域資源の発掘や事業化・ブランド化の取り組みをさらに推進するとともに、地域の交流人口の拡大に資する着地型観光としても活用できるよう、自治体や民間事業者の取り組みを後押しされたい。

また、商店街は、商業者が集積し、地域経済の重要な役割を担うとともに、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、地域コミュニティの担い手としての機能を発揮している。しかしながら、後継者難、顧客の流出、空き店舗の増加などの諸課題を抱えていることから、活性化に向けてソフト・ハードでの支援を充実するとともに、共同経済事業や環境整備事業での合理的かつ効果的な運営を実現するため、インセンティブの付与により、商店街振興組合法に基づく組織の法人化を推進されたい。

【要望内容】 <経済産業省、観光庁>

- 地域資源の発掘、及び事業化・ブランド化への取り組みのさらなる推進
- 商店街へのソフト・ハード両面での支援の継続
- 商店街振興組合法に基づく組織の法人化の推進（事務局の経費助成等）

以上

2015年度第4号
2015年7月9日
第674回常議員会決議